

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

長門川水道企業団より大切なお知らせ

日頃より、長門川水道企業団の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されました。
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

※ 期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

初回の更新手続きについては、企業団より事前にダイレクトメールにて通知します。

※ なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

1 有効期間及び更新の受付期間

長門川水道企業団より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 長門川水道企業団が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（長門川水道企業団給水条例第34条による）

10,000円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

長門川水道企業団 工務管理係
電話 0476-33-7718